

# 請 書

さいたま市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第28条第5項（第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む）の規定に基づき、要介護及び要支援認定調査（以下「認定調査」という。）業務の委託に関して、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）及びさいたま市業務委託契約基準約款の定めるもののほか、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

- （趣旨）
- 第1条 甲は、法第27条第2項（第28条第5項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項で準用する場合を含む）に基づく認定調査の業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- （資格）
- 第2条 乙は、法第28条第5項（第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項で準用する場合を含む）に規定する指定居宅介護支援事業者等又は介護支援専門員であり、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第40条第5項の規定の要件を満たすものとする。
- 2 甲は、必要があるときは、乙に対し、第1項に該当することを証する書類の提出を求めることができるものとする。ただし、甲は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。
- 3 乙は、法第7条第5項に規定する介護支援専門員で、都道府県等が行う認定調査員研修を受講し、かつ要介護認定調査従事職員名簿によりあらかじめ甲に届け出をした者に認定調査を行わせるものとする。
- 4 乙は、認定調査業務の開始に際しては、この契約の履行に係る担当者（以下「調査員」という。）の資格等を有する証明書の写しを甲に提出するものとする。
- 5 乙は、調査員について、認定調査にかかる研修の機会を確保し、もってその資質の向上に努めるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、この契約の締結の日からその属する年度の末日までとする。

（委託料）

- 第4条 甲は、次に掲げる区分ごとの契約金額に消費税及び地方消費税の額を加算した額に実施した業務件数を乗じて得た額を乙に支払うものとする。
- （1）在宅の場合 4,000円
- （2）施設の場合 2,500円
- 2 前項各号の算定区分は以下のとおりとする。
- （1）前項第2号の施設の場合とは、認定調査を行う場所（以下「調査場所」という。）と認定調査業務委託契約を締結する法人が同一の法人でありかつ調査場所の所在地と認定調査の業務を行う事業所の所在地が同一である場合とする。
- （2）前号の所在地が同一である場合とは、不動産登記法（平成16年法律第123号）第35条に規定する地番が同一の場合とする。ただし、調査場所に住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による住居表示がある場合は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する街区符号までが同一の場合とする。
- （3）前項第1号の在宅の場合とは、第1号以外の場合とする。

（諸経費）

第5条 認定調査業務に要する交通費、通信費、その他諸経費に関しては、乙の負担とする。

（実施方法）

- 第6条 甲は、調査の書式と方法を定めた依頼書により認定調査対象者(以下「対象者」という。)を通知し、乙は業務に支障がない限りこれを受諾するものとする。
- 2 乙は、前項の依頼を受けた場合、直ちに対象者の認定調査等を実施し甲に速やかに報告する。
- （成果物の検査）

第7条 乙は、認定調査業務終了後、成果物を甲に引渡し、甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格しないときは、乙は直ちに甲の指示に従い、乙の負担において必要な見直し及び修正等を行い、甲の検査を受けなければならない。

（審査及び承認）

第8条 甲は、この契約の履行について必要があるときは、乙に対して報告を求め、審査、承認を行い、適切な措置を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の審査の結果、再報告を求められた場合には、速やかに、これに応じなければならない。

（報告書の提出）

- 第9条 乙は、甲から依頼された認定調査の結果を一月分取りまとめて、甲の定める期日までに認定調査業務完了報告書(以下「完了報告書」という。)により提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の完了報告書が提出されたときは、速やかに審査し、適正であるものについて受理する。また、不適正の場合は、乙に返却し、再提出を求めるものとする。
- 3 乙は、前項の審査の結果、不適正となり返却された場合は、速やかに当該不適正箇所を補正し、甲に再提出して再審査を受けなければならない。再審査については、前項を準用する。
- 4 甲は、必要があるときは、乙に対し、認定調査業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、または必要な指示

をすることができるものとする。

（委託料の支払い）

第10条 乙は、前条第2項の規定による受理がなされた場合は、甲の定める請求書により委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは速やかに精査確認し、受理後30日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第11条 乙は、この契約による事務を処理するにあたって、別記「**情報セキュリティ特記事項**」を守らなければならない。

（再委託の禁止）

第12条 乙は、この契約による事務の全部又は一部を、第三者に再委託してはならない。

（権利義務の譲渡制限）

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務について、その全部又は一部を、第三者に譲渡し、若しくは承継させ又はその権利を担保に供してはならない。

（営利目的行為等の禁止）

第14条 乙は、第1条に規定する認定調査業務の遂行にあたり、対象者に対して、勧誘、サービスや物品の宣伝・斡旋・販売等の営利目的の行為、現金・物品等の授受、及び宗教・政治的活動等を行ってはならない。

（事故発生時の報告義務）

第15条 乙は、この認定調査業務の処理において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

（契約の解除）

- 第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても、この契約を解除することができる。
- （1）指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設又は地域包括支援センターの指定を取り消されたとき
- （2）故意又は過失により、甲又は第三者に重大な損害を与えたとき
- （3）甲に虚偽の報告を行ったとき
- （4）この契約による乙の義務的事項を遵守しないとき
- （5）その他委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき
- （賠償責任）

第17条 甲が、この契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責任を負わない。

2 乙が、この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙は、速やかにその損害を賠償しなければならない。

3 甲が、この契約の履行に関し、甲の責めに帰すべき事由により、乙又は第三者に損害を与えた場合は、甲は、速やかにその損害を賠償しなければならない。

（その他）

第18条 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。

（介護扶助に係る調査）

第19条 前各条の規定は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2第1項に定める介護扶助の決定のため同法第28条第1項に基づき行われる調査（認定調査に限る。）について準用する。

令和 年 月 日			
甲 委託者	さいたま市長	清水 勇人	
乙 受託者	所在地		
	名称		
	代表者職氏名		Ⓜ

# 記入例

## 請書

No. \_\_\_\_\_

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号と、さいたま介護保険課サービス株式会社（以下「乙」という。）とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第28条第5項（第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項）に規定する指定居宅介護支援事業者等又は介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）の業務（以下「介護業務」という。）の委託（以下「委託」という。）及びさいたま市業務委託契約基準約款の定めるもののほか、次のとおり委託する。

**右下の受託者の法人または、事業所名と同一の名称を記入して下さい。**

- （趣旨）
- 第1条 甲は、法第27条第2項（第28条第5項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項で準用する場合を含む）に基づく認定調査の業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- （資格）
- 第2条 乙は、法第28条第5項（第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項で準用する場合を含む）に規定する指定居宅介護支援事業者等又は介護支援専門員であり、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第40条第5項の規定の要件を満たすものとする。
- 2 甲は、必要があるときは、乙に対し、第1項に該当することを証する書類の提出を求めることができるものとする。ただし、甲は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。
- 3 乙は、法第7条第5項に規定する介護支援専門員で、都道府県等が行う認定調査員研修を受講し、かつ要介護認定調査従事職員名簿によりあらかじめ甲に届け出をした者に認定調査を行わせるものとする。
- 4 乙は、認定調査業務の開始に際しては、この契約の履行に係る担当者（以下「調査員」という。）の資格等を有する証明書の写しを甲に提出するものとする。
- 5 乙は、調査員について、認定調査にかかる研修の機会を確保し、もってその資質の向上に努めるものとする。
- （委託期間）
- 第3条 委託期間は、この契約の締結の日からその属する年度の末日までとする。
- （委託料）
- 第4条 甲は、次に掲げる区分ごとの契約金額に消費税及び地方消費税の額を加算した額に実施した業務件数を乗じて得た額を乙に支払うものとする。
- （1）在宅の場合 4,000円
- （2）施設の場合 2,500円
- 2 前項各号の算定区分は以下のとおりとする。
- （1）前項第2号の施設の場合とは、認定調査を行う場所（以下「調査場所」という。）と認定調査業務委託契約を締結する法人が同一の法人でありかつ調査場所の所在地と認定調査の業務を行う事業所の所在地が同一である場合とする。
- （2）前号の所在地が同一である場合とは、不動産登記法（平成16年法律第123号）第35条に規定する地番が同一の場合とする。ただし、調査場所に住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による住居表示がある場合は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する街区符号までが同一の場合とする。
- （3）前項第1号の在宅の場合とは、第1号以外の場合とする。
- （諸経費）
- 第5条 認定調査業務に要する交通費、通信費、その他諸経費に関しては、乙の負担とする。
- （実施方法）
- 第6条 甲は、調査の書式と方法を定めた依頼書により認定調査対象者(以下「対象者」という。)を通知し、乙は業務に支障がない限りこれを受諾するものとする。
- 2 乙は、前項の依頼を受けた場合、直ちに対象者の認定調査等を実施し甲に速やかに報告する。
- （成果物の検査）
- 第7条 乙は、認定調査業務終了後、成果物を甲に引渡し、甲の検査を受けなければならない。
- 2 前項の検査に合格しないときは、乙は直ちに甲の指示に従い、乙の負担において必要な見直し及び修正等を行い、甲の検査を受けなければならない。
- （審査及び承認）
- 第8条 甲は、この契約の履行について必要があるときは、乙に対して報告を求め、審査、承認を行い、適切な措置を求めることができる。
- 2 乙は、甲から前項の審査の結果、再報告を求められた場合には、速やかに、これに応じなければならない。
- （報告書の提出）
- 第9条 乙は、甲から依頼された認定調査の結果を一月分取りまとめて、甲の定める期日までに認定調査業務完了報告書(以下「完了報告書」という。)により提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の完了報告書が提出されたときは、速やかに審査し、適正であるものについて受理する。また、不適正の場合は、乙に返却し、再提出を求めるものとする。
- 3 乙は、前項の審査の結果、不適正となり返却された場合は、速やかに当該不適正箇所を補正し、甲に再提出して再審査を受けなければならない。再審査については、前項を準用する。
- 4 甲は、必要があるときは、乙に対し、認定調査業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、または必要な指示

- をすることができるものとする。
- （委託料の支払い）
- 第10条 乙は、前条第2項の規定による受理がなされた場合は、甲の定める請求書により委託料を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求書を受理したときは速やかに精査確認し、受理後30日以内に支払うものとする。
- （秘密の保持）
- 第11条 乙は、この契約による事務を処理するにあたって、別記「**情報セキュリティ特記事項**」を守らなければならない。
- （再委託の禁止）
- 第12条 乙は、この契約による事務の全部又は一部を、第三者に再委託してはならない。
- （権利義務の譲渡制限）
- 第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務について、その全部又は一部を、第三者に譲渡し、若しくは承継させ又はその権利を担保に供してはならない。
- （営利目的行為等の禁止）
- 第14条 乙は、第1条に規定する認定調査業務の遂行にあたり、対象者に対して、勧誘、サービスや物品の宣伝・斡旋・販売等の営利目的の行為、現金・物品等の授受、及び宗教・政治的活動等を行ってはならない。
- （事故発生時の報告義務）
- 第15条 乙は、この認定調査業務の処理において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。
- （契約の解除）
- 第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても、この契約を解除することができる。
- （1）指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設又は地域包括支援センターの指定を取り消されたとき
- （2）故意又は過失により、甲又は第三者に重大な損害を与えたとき
- （3）甲に虚偽の報告を行ったとき
- （4）この契約による乙の義務的事項を遵守しないとき
- （5）その他委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき
- （賠償責任）
- 第17条 甲が、この契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責任を負わない。
- 2 乙が、この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙は、速やかにその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲が、この契約の履行に関し、甲の責めに帰すべき事由により、乙又は第三者に損害を与えた場合は、甲は、速やかにその損害を賠償しなければならない。
- （その他）
- 第18条 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。
- （介護扶助に係る調査）
- 第19条 前各条の規定は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2第1項に定める介護扶助の決定のため同法第28条第1項に基づき行われる調査（認定調査に限る。）について準用する。

令和 4 年 4 月 1 日

甲 委託者    さいたま市長    清水 勇人

乙 受託者    所在地    **さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号**

名 称    **さいたま介護保険課サービス株式会社**  
代表者職氏名    **代表取締役    埼玉 太郎**

**受託者の所在地、法人（事業所）名称、代表者職氏名を記入し、代表者印を押印してください。**

